

令和2年3月27日（金）

令和2年4月以降の 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの取り扱いについて

1. 要支援者及び事業対象者の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書について

令和2年4月から段階的に各圏域に包括を新設するにあたり、名護市へ介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下、予防届という）をケアプラン担当者より提出をお願い致します。

よって今回、屋部圏域及び久志圏域（三共含む）の利用者の方は、直営包括から委託包括へと変更になりますので、予防届の提出が必要になります。また、今後新規の利用者の方（直営包括を含む）につきましても、ケアプラン担当者から予防届の提出をお願いします。予防届の取り扱い（別紙1）、予防届記入例（別紙2、3）をご確認ください。

※予防届の様式は名護市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

トップページ→各種申請・証明→介護長寿課関連申請書ダウンロード→

介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

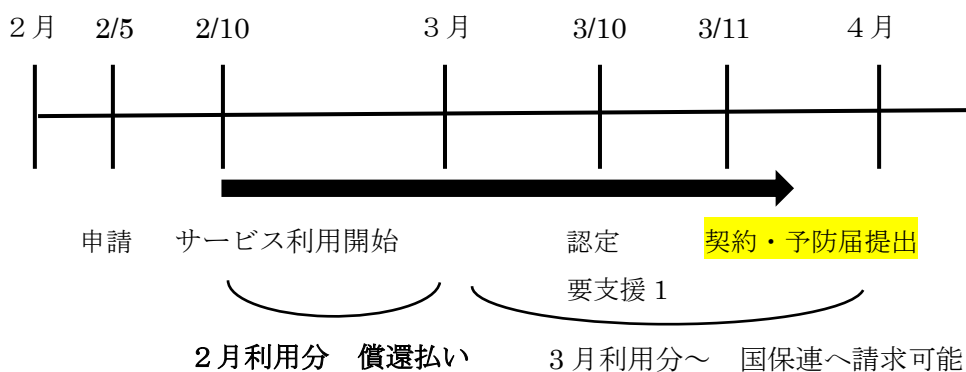
2. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにかかる契約について （利用者と包括支援センターとの契約）

これまで利用者と包括支援センターとの契約は、認定後にしか取り交わすことが出来なかったため、利用者の方が償還払いになる事例がありました。そこで、契約書の内容を見直し、**令和2年4月1日より**認定が下りる前から契約を取り交わすことが出来るようになります。

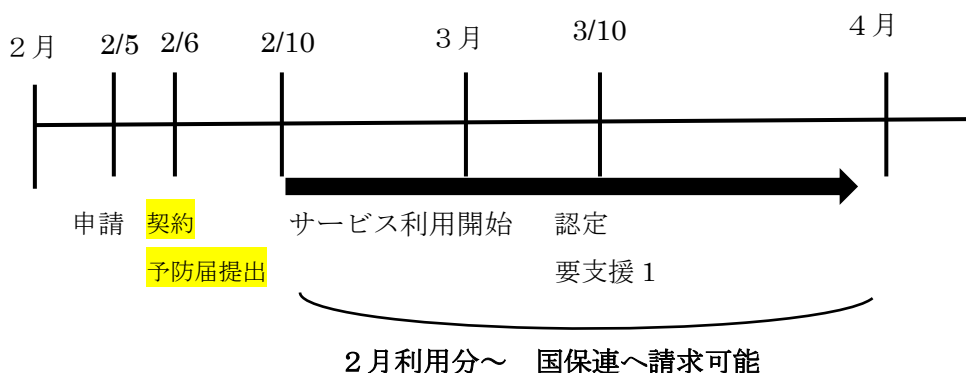
よって、暫定でサービスを利用する場合、サービス開始前に契約および予防届が提出できるので、償還払いの発生リスクが減ります。この取り扱いは、直営包括、委託包括も同様となります。

<利用者とは包括支援センターとの契約の取り扱い>

これまでの取り扱い



令和2年4月からの取り扱い



3. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託料請求書及び報告書の様式変更について

請求書及び報告書の様式については、令和2年5月（4月実績分）から変更となります。4月中旬以降にホームページに様式を掲載しますのでご確認ください。委託料の支払い時期については、各包括によって異なります。（各包括にお問い合わせください）

問合せ先 名護市役所 介護長寿課
 電話 0980-53-1212
 予防届に関すること
 認定係 内線 135
 契約・委託料請求に関すること
 高齢福祉係 内線 105